



消費者の権利と責任

消費者と事業者との間には商品の内容などについて、情報の量や質に大きな差があります。そのため、消費者が安心安全に暮らすために事業者に情報などを求めることは当然の権利です。しかし、一方で、消費者にもトラブルにならないように情報をよく確認するなどの責任があります。

国際的な消費者運動機関である国際消費者機構（CI）では、消費者の8つの権利と5つの責任を提唱しています。また、「消費者基本法」の中でも、消費者の権利について定められています。

この権利と責任の考え方を理解して実践し、かしく責任のある消費者になりましょう。

消費者の権利

1 生活の基本的ニーズが保障される権利 衣食住などの生活に必要なものがそろっている。

2 安全である権利

生命や健康に関わる危険な商品によって、消費者が被害を受けない。



3 知らされる権利

商品の品質や内容などの情報をしっかり知ることができる。



4 選択する権利

自分の意思で、自由に商品やサービスを選べる。



5 意見が反映される権利

企業や行政などに意見を言ったとき、意見が反映されて対応策がとられる。



6 補償を受ける権利

被害を受けて企業や行政に相談したとき、被害回復の対応策がとれる。



7 消費者教育を受ける権利

被害や事故にあわないように、事前に学校や家庭で学ぶ機会がある。



8 健康な環境の中で働き生活する権利 健全な生活環境の中で働き、生活ができる。

消費者の責任

消費者として責任をもとう！



1 批判的意識を持つ責任

広告などの情報へのみにせず、商品の価格や品質に疑問や関心を持ちましょう。



2 自己主張し行動する責任

買った商品に問題があったら、企業や消費生活センターなどに相談しましょう。



3 社会的関心への責任

自分たちの消費行動が、社会に与える影響を自覚して買い物をしましょう。



4 環境に与える影響を自覚する責任

商品を選ぶときは、原料や使い終わった後のことも考えましょう。



5 消費者として団結し連帯する責任

ひとりでは弱い力も、集まれば大きな力になります。社会全体で協力して問題を解決しましょう。





消費者の行動が社会を変える！

商品を選ぶとき、安い商品や有名な商品を買うことが、良い消費者とは限りません。

商品を生産する人たちは、お客さんが買ってくれるものを開発し、生産しています。また、販売者も、どのような販売の仕方をすれば商品が売れるか消費者の行動を研究して販売しています。このように、**私たちの消費行動が生産者や販売者の行動に影響を与えているのです。**

●ナイキの不買運動

1997年、靴メーカーのナイキが生産を委託していた東南アジアの下請け工場で、児童労働や長時間労働などの非人道的な労働が行われていることが発覚し、世界的にナイキ製品の不買運動が起こり、ナイキは経済的に大きな打撃を受けた。その後、ナイキは工場の労働環境改善に乗り出し、現在では「人権に配慮する会社」という評価を得るまでに企業イメージを回復している。

Point → 良い買い物のポイント

公正に取引されている商品や、地球にやさしい生産をしている商品などには、そのことを示すマークがついています。買い物の参考にしてみてください。

●フェアトレード認証商品

私たちが安く買える商品を作るために、途上国の人たちが低賃金労働や児童労働などをさせられている現実があります。「フェアトレード（公平な貿易）」とは、そのような現状を改善し、労働者が経済的に自立できるように、適正な価格で商品を売買する仕組みのことです。フェアトレード認証商品は市場価格より高めの場合もありますが、購入することで途上国の人々の生活を助け、環境保護にもつながります。



●有機 JAS マーク

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然の力で生産された食品を表して、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられています。



目指せ！消費者市民社会

●消費者市民社会とは？

消費者自らの行動が、周りの人や将来生まれる人、社会・経済・環境に影響を与えているということを意識して、よりよい社会になるよう積極的に参加する社会のことです。

●消費者市民社会を実現するために

① 不公正な事業者と取引しない！



悪質な業者や商法、商品が減る！

② 環境、人、地域に「やさしい」商品を選択する！



児童労働や環境に悪い商品などの減少につながる！

③ 必要ないサービスは断る！



ムダな包装が減り、ゴミが減る！

④ 買いすぎない！



本当に必要としている人のもとに商品がいきわたり、資源のムダが省ける！

SDGs（持続可能な開発目標）と消費生活

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（持続可能な開発目標）の12番目は「つくる責任 つかう責任」

SDGsとは Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」という意味です。2015年9月の国連総会で決められた17の目標のなかにも、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会などと併せて、「持続可能な生産・消費形態確保」が掲げられています。